

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	大久保五郎 昭和41年4月10日生	補償の種類	傷病補償年金
-------------------	----------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳					
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	30年7月1日から 30年7月31日まで	30年8月1日から 30年8月31日まで	30年9月1日から 30年9月30日まで	計	備考
総日数	31日	31日	30日	92日	行(-) 3-85
勤務した日数	23日	23日	22日	68日	
控除日数	0日	0日	0日	0日	
給料	382,900円	382,900円	382,900円	1,148,700円	
給 与	扶養手当	円	円	円	
	地域手当	68,922円	68,922円	68,922円	206,766円
	住居手当	8,500円	8,500円	8,500円	25,500円
	通勤手当	5,000円	5,000円	5,000円	15,000円
	時間外勤務手当	8,000円	8,000円	10,000円	26,000円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	473,322円	473,322円	475,322円	1,421,966円
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当		
(給与総額) (総日数)			$\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前における} \\ \text{直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right] \times 5 \div 365 = \text{円} \text{ 銭 (ロ)}$		
$1,421,966 \text{円} \div 92 = 15,456 \text{円} \text{ 15銭 (イ)}$					
(イ) + (ロ) =			15,456円15銭		
(B) 法第2条第4項ただし書による金額					
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (ハ)}$					
$\left[\begin{array}{l} \text{その他の給与の総額} \\ \text{1,395,966円} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{68} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (ハ)}$					
$\left[\begin{array}{l} \text{その他の給与の総額} \\ \text{1,395,966円} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{総日数} \\ \text{92} \end{array} \right] = \text{円} \text{ 銭 (ニ)}$					
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,402円95銭					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 + \frac{\text{控除日の属する月の給与の月額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{減額された給与の額} = \text{円} \text{ 銭 (ホ)}$					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 + \frac{\text{控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{減額された給与の額} = \text{円} \text{ 銭 (ヘ)}$					
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 \right] \times \frac{\text{給与総額}}{\text{総日数}} - \frac{\text{減額された給与の額}}{\text{控除日数}} = \text{円} \text{ 銭}$					
(ト) + (ト) = 円 銭					
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)					
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (チ)}$					
$\left[\begin{array}{l} \text{寒冷地手当の額} \\ \text{1,395,966円} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{68} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (チ)}$					
$\left[\begin{array}{l} \text{寒冷地手当の額} \\ \text{1,395,966円} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{総日数} \\ \text{92} \end{array} \right] = \text{円} \text{ 銭 (リ)}$					
(チ) + (リ) = 円 銭					

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円 ÷		=
円		円 銭
①災害発生日(平成 30年 10月 1日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 85 号給 給 料 382,900 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 68,922 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 451,822 円	②補償事由発生日(令和 2年 4月 1日)にお ける基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 93 号給 給 料 391,000 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 70,380 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 461,380 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 =		円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
461,380 円 ÷ 30 =		15,379 円 33 銭
(G) 規則第3条第4項による金額		
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
451,822 円 ÷ 30 =		15,060 円 73 銭(又)
(又) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
15,456 円 15 銭(ル)		15,456 円 15 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		1.00 =
15,456 円 15 銭 ×		1.00 = 15,456 円 15 銭
規則 第3 条第 6項 によ る金 額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	
	円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降 に属する場合の金額	
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)		円 銭(ヲ)
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ワ)
(ワ) (総務大臣が定める率)		円 銭
円 銭 × = 円 銭		円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		
円		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		
円		円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		
53 歳		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用
最高限度額 25,503 円	最低限度額 6,995 円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2 平均給与額		
15,457 円 (G)		による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 3年 1月 15日		
所属部局の { 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 ○ ○ ○ ○		